

草津市教育委員会会議録

令和6年4月定例会

(4月22日開催)

草津市教育委員会

| | | |
|------|-----|-------|
| 出席委員 | 教育長 | 藤田雅也 |
| | 委員 | 小辻寿規 |
| | 委員 | 我孫子智美 |
| | 委員 | 森登世美 |
| | 委員 | 伊藤有理 |

| | | |
|--------|------------------------|-------|
| 事務局出席者 | 教育部長 | 岸本久 |
| | 教育部理事（学校教育担当） | 菊池誠 |
| | 教育部副部長（総括） | 安藤智至 |
| | 教育部副部長（スポーツ担当） | 田中歩 |
| | 教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長 | 二井治美 |
| | 教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長 | 好士崎壯 |
| | 教育総務課長 | 山田晋作 |
| | 学校給食センター所長 | 大野まゆみ |
| | 第二学校給食センター所長 | 馬場英樹 |
| | 生涯学習課長 | 古川郁子 |
| | スポーツ推進課長 | 堀井武彦 |
| | 学校教育課長 | 西田和弘 |
| | 学校政策推進課長 | 尾関大応 |

令和6年4月草津市教育委員会定例会会議日程

令和6年4月22日 午前10時30分開会
(草津市役所 6階 教育委員会室)

日程第1 会期の決定について

日程第2 3月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項(9件)

- 議第18号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第19号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第20号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第21号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第22号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第23号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第24号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第25号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第26号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

日程第5

報告事項(11件)

- (1) 令和6年度定期監査の実施計画について
- (2) 令和5年度定期監査の結果について
- (3) 草津市学校給食費徴収規則の一部改正について
- (4) 草津市学校給食支援給付金給付要綱の制定について
- (5) 草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱の制定について
- (6) 草津市文化芸術大会出場等激励金交付要綱の制定について
- (7) 草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部改正について
- (8) 草津市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について
- (9) 草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部改正について
- (10) 草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱について

(1.1) 寄付の受け入れ報告について

開会 午前10時30分

藤田教育長

それでは、ただいまから草津市教育委員会4月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

藤田教育長

日程第1「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、4月定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

藤田教育長

日程第2「3月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配布され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、3月定例会会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長

次に、日程第3「教育長報告」に移ります。
それでは、私から諸般の御報告をさせていただきます。
令和6年度の始まりに際して、教育委員会事務局と校長会において訓示を行いました。
教育委員会事務局では、これまでよりお願いをしている「挑戦」「戦略」「根拠、成果」「報・連・相」の4つの実行、そしてこれまでの「3ゲン主義」に原理原則に則って仕事を進める「5ゲン主義」の実践をお願いいたしました。

校長会では、「地域から信頼される・応援される学校づくり」としてこれまでどおり「説明責任」「情報公開」「地域連携」「一致団結」の実践をお願いいたしました。これをベースに昨年度に引き続きまして、魅力ある学校づくりとして、これまでの「いじめ対策」「不登校支援」「特別支援教育」の充実に加え、児童生徒が自主自立して意見を出し合い合意形成を得て学校づくりに参加・参画できるような取組を充実して「誰もが行きたくなる学校」、今年、全ての学校で取り組むスクールE S Dくさつを中心とした「地域と共にある学校」の展開をお願いいたしました。

私事ですが、4月から教育長としての2期目がスタートいたしました。教育は国家100年の大計と言われるように長期的な視点で人を育てることが重要でございます。これからの予測困難な時代においては、自らが社会の担い手として未来を切り拓く力が求められます。学ぶだけに終わらず、自ら行動・発信し、社会を変える・動かす人づくりが教育の大きな役割になると考えております。これからも就任以来の「現状維持は後退と捉え、変化を恐れずに果敢に挑戦する教育委員会」をモットーに、これまでの改革を継続していく決意でございます。

次に、4月13日に草津グリーンスタジアムにおいて、日本女子ソフトボール機構の主管による「J D . LEAGUE 2024 第1節草津ラウンド」が開催され、その始球式に招かれました。

このリーグでの始球式もこれで3回目でありましたが、今回もホームベース上でワンバウンドと大変悔しい思いをしてまいりました。来年には「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」が開催されますが、本市においても少年男子のソフトボール競技をはじめ8つの競技が開催をされます。今年のリハーサル大会も予定されており、来年の本番を控え万全な体制を整えて多くの方々をお迎えする準備を進めております。

次に、本市では今年4月に「学校における働き方改革推進計画」を策定し、各学校に働き方改革推進委員を置き、市教委と学校が一体になって働き方改革に取り組むこととしております。その取組の項目の一つに、公務への「生成AIの活

用」を掲げておりまして、本年度はその実証研究を行うこととしていますが、実は私もこの生成AIについて勉強を少し始めました。ちょうどChatGPTの教科書という公立小学校の先生が書かれた書籍と出会う機会がありまして、教師の仕事がAIでどう変わるのかという実践事例も示された大変興味深いものでございました。

早々に生成AIの活用実証研究を行いまして、公務への本格的な導入により教職員の働き方改革をより進め、更なる教育活動の充実を目指してまいりたいと考えています。

最後になりますが、毎年新年度がスタートする時期に本市の教育指針を全教職員に向けて説明することによって、教職員が一丸となって本市の教育の充実に取り組むことをめざした「学校教育指針説明会」を開催しております。校長会の訓示でお願いをした事項についても、説明会で全教職員の皆さんにお伝えをしてまいりたいと考えております。ただそれを進めていくには、先ほども申し上げましたような、教職員の働き方改革をしっかりとやっていかなければならないと考えております。今年度も、市教委と学校が両輪として、本市教育の充実努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの報告を終わらせていただきます。

それでは、委員の皆様の方から、教育全般に関する事項で、御意見、御感想などをお願いいたします。

小辻委員

4月9日火曜日に笠縫小学校と松原中学校の入学式に参加させていただきました。地域の方、委員さんも含めて沢山の御列席のもとで開催され、来賓の方々皆様が「ようやくこういう形で入学式を迎えられて良かった」とおっしゃっていました。保護者の方々も含めて、これまでよりも多くの方が参加できるような式典になり、夢と希望を持たれて参加されている方が多かったのかなという印象を受けておりました。まだまだ迎えるという側で下級生が参加するのは難しいのかもしれませんが、校を挙げての入学式というのが今後戻ってくるのか、もしくは今の規模が最適なのかどうかも含めて議論検討をしていただけたらなというふうに思います。これはもちろん卒業式にも関わってくると思います。

私が一番教育関係の事で気になっていることで、公立小・

中学校で主幹教諭と教諭の間に若手指導の新ポストを作るとい
う話が中央教育審議会でも議論されてきました。いろいろな
方の意見を聞いてきたのですが、公的な方で元々そういう指
導されているがゆえに、そこに関してしっかりとお給料も
含めて出るであるとか、その業務を認めていただけるという
ことに関して非常に良いという方々がおられたのかなと非常
に印象に残っております。今までもずっと皆さんもされてき
たところもありますので、その仕事の業務を明確にすること
によって、アドバイスなどしやすい環境を作るということを
制度が始まる前からどういうふうな現状かというところを再
度確認していただいて、どういうふうな形で運用していくの
が良いのかを議論していただければなというふうに思ってお
ります。より良い形でこの新ポストがもし仮にできるもので
あれば、始まっていたきたいなと思いますし、もし仮に出来
ないにしても教員の皆さんがこれまでの指導とか助言であつ
たり、コストであるとか精神的な負担とかも含めてより良い
ものをつくるために頑張っていただけたらと思います。その
一方で、こういうものを作るのかどうかという意見も当然あ
るわけで、担当ではない先生方がアドバイスをしているのか
とか、その業務が増えるとかいろいろと御意見があると思
いますが、その辺りも含めてどういうふうに運用していくの
がいいのか、そのポストの人たち以外はアドバイスしている
のかどうかとか、どのように切り分けていくのかというのも先
生方の意見も聞いていただいて、より良い制度にしていだ
けるように願っています。

我孫子委員

昨年度の事になりますが、3月28日に志津小学校の仮設
校舎と市立プールの視察に行かせていただきました。志津小
学校は私の母校ですが、私の時と違って人数がとても増えて
いて、あの土地の中でどれだけ校舎を建てるのかすごく苦肉
の策であそこに建てられたのだろうなということは感しまし
た。志津小学校はグラウンドが少し遠いところにありまして
休み時間に子どもたちがどこで遊ぶのだろうと感じました。
先生方の駐車場の所に新しい仮設校舎が建てられており、い
ろいろ考えてそこに建てられたと思いますが、例えば駐車場
を少し遊べる場所にして先生の駐車場を別で確保していた

だくとか、何か出来ればいいのかなと感じていました。

プールの方は素晴らしい施設で、全国大会や国際大会が出来るようなものと案内していただき、草津が日本を代表するプールになるのかなと感じました。全国大会とか国スポ以外でも開催されたら、草津市民や子どもたちが見に来る機会が出来るとそれに憧れをもって、そこから選手が出るという良い循環が生まれたら良いなと感じると共に、ただ水泳する人だけの場所ではなく、例えばスタジオなどいろいろな工夫がされていたので水泳だけではない凄く良い施設になるのではないかなと思いました。

今年度は4月5日に山田こども園の入園式と9日に草津小学校と新堂中学校の入学式に出席させていただきました。

9日の小学校、中学校の入学式はあいにくのお天気だったのですが、草津小学校は駐車場としてグラウンドを開放しない予定だったのですが、近隣に迷惑をかけることがないようにグラウンドを駐車場として開放しますと朝から保護者に連絡したり、以前に入学式で児童が座っていられなかったり、貧血で倒れてしまう児童がいたらしく、先生方がいろいろところで対策を練られたということを知り、当日は初々しさ溢れる凄く良い式でしたので、先生方の御尽力があつてのことだと感じさせていただきました。

中学校の方は、校長先生が安心・安全に通える学校をということを挨拶で言われていたのですけれども、子どもたちと同時に保護者の方にも発信されているなという印象を受けましたので、地域と共に開かれた学校づくりに取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

森委員

4月5日に志津こども園の入園式に参加させていただきました。春らしい暖かい日で、3歳児21名、4歳児2名、5歳児2名の25名の子どもたちが参加されました。

最初は初めての環境に戸惑っているお子さんもいましたが、先生方が動物の手遊びの歌を披露した時には、そちらの方に集中して楽しんでいました。

園長先生の方から、現在最長でも4時半までしかお預かり出来ないということが一つの要因となって入園を希望する園児数が減少しているとお聞きしました。多分この傾向は続く

と思われて、草津市の公立認定こども園の10園の内、8園が志津と同じ幼稚園型の認定こども園です。園児数を将来のことを考えて公立のこども園に一定確保するために、保育士不足という大きな課題がある中で何か良い手立てを考えていかなないと感じました。もしかしたら、子ども未来部の方で考えて下さっているのかもしれませんが、そのように感じました。

4月9日の午前中に常盤小学校、午後から草津中学校の入学式に参加いたしました。

常盤小学校では、1年生2クラス38名の保護者のお一人が児童の隣に座られていたこともあって、落ち着いて式に臨んでいました。

校長先生からは「挨拶をしましょう」「困った時は訊ねましょう」と二つの約束をされて、1年生はしっかりと話を聞くことが出来ました。個人的な感想としては、隣に保護者の方が座らなくてもしっかり出来るのではないかなと感じました。

草津中学校では、8クラス268名が入学されました。1年生は少し緊張した感じで沢山の保護者が見守られる中、式場に入場して担任の先生からの呼名に答えていました。校長先生の式辞の方では中学校生活いろいろなことにチャレンジして欲しいということと、「心を入れ替える」の心を言葉に変えて「言葉を入れ替える」「乱暴な言葉を使うのではなく、美しい言葉を使いましょう」と話されていました。その後、第1学年の職員紹介があります。13名の先生方が並ばれて担当の先生のお名前や教科名が紹介されていきました。おそらく1年生はこの先生が数学の先生で、この先生が英語の先生で、この先生が保健体育の先生と授業を想像して、小学校とはまた違った中学校生活が始まったことを実感しているのではないかなと思いました。

入園、入学をした新入生たちがそれぞれ自分のペースで新しい環境に少しずつ慣れていってくれたらと思います。

4月15日に県庁で行われた県の重点施策説明会に参加させていただきました。後半に研修会がありまして、文科省初等中等教育局の横山視学官より幼児教育について御講演がありました。幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う教

育でいかに大切なものであるかを、ジェームズ・J・ヘックマンのペリー就学前プロジェクトを参考に話されました。一番印象に残ったのは、やはり保育の質が大事だということ、これは教育の質にも繋がることだと思います、そのためには、皆で語り合う場を持った研修が必要だとお話しされました。保育の現場でも、教育の現場でもそのように皆で語り合う場の研修が持てるように、保育の現場は特に様々な勤務形態で働いておられて、一斉に研修を受けることは難しいと思いますが、それぞれの園所で工夫して先生方が前向きになれるような充実した研修が受けられるようにして欲しいと感じました。以上です。

伊藤委員

3月28日に志津小学校の仮設教室の見学に行きました。仮設とは思えない程の立派な建物だったのですけれども、この建物だと小学生たちが皆ここで学びたいだろうなというような建物でした。私が見学をさせていただいて、一つ気になったことがありました。それは先生方の職員室ですが、この仮設校舎は駐車場の跡地を使われているのですが、本館から少し離れていまして仮設教室の担任の先生は仮設校舎の中にある職員室を使われることになると思います。その時に本館の職員室の先生方から孤立してしまわないようにする工夫が必要なのではないかと思いました。今後、どのようになっていくか追って行きたいなと思いました。

インフロニア草津アクアティクスセンターの見学にまいりました。8月オープンということで急ピッチで工事を進めておりましたけれども、ここは飛び込み台が注目を集めています。草津アクアティクスセンターに飛び込み台が出来るということですので、草津市や滋賀県を挙げて飛び込み選手の育成を期待したいなと思いました。

4月5日に矢倉こども園の入園式に参加いたしました。良いお天気の中、3歳児18名が元気な姿で入園式に参加していました。矢倉こども園の歌には手話が付いておりまして、先生たちは勿論その手話を取得されておられます。簡単な手話でしたので、私たち来賓も一緒に手話をして歌いましょうということになりました。入園式の雰囲気といたしましては、前で先生たちが園の歌と共に手話をされるのですが、

それを真似て来賓の者も一所懸命に手話をしておりました。参加する子どもたちもそれが振り付けかのように皆、真似をしてすごく温かい入園式でした。意識しないうちから手話を取得するというのは凄く素敵なことだと感じました。子どもたちにとっては手話という概念は無く、おそらく振り付けみたいな感じで踊っていたと思いますが、そういうところから始めると差別が無くなっていくことに繋がっていくのではないのかなと感じました。

4月15日に滋賀県教育行政重点施策説明会にZOOMで参加させていただきました。施策の説明会后に滋賀県市町教育委員会研修会がございまして、文科省の初等中等教育部局横山視学官の育児教育について「生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育」と題しました講演を拝聴いたしました。

印象に残っていることが何点かありまして、まず「非認知能力というものは、心のしなやかさを作るものでありIQでは測ることが出来ない」ということ、「心のしなやかさを作る土台となるのが幼児教育である」ということをおっしゃっており、いかに幼児教育がその人の人格を形成していくものであるのかということが分かりました。「何を学ぶかというものから何が出来るようになるか、そしてその為にはどのように学ぶかが重要であり、それが将来的には私だけでなく他人にもどう活かされて行くのかに繋がっていく」というお話はとても興味深いものでした。「やってみたいという気持ちが学びに向かわせる力となり、問題解決したいという思いが粘り強さを育む」という言葉がありましたが、これは小中学校へ当然続いているものだと思います。「園児に何が必要かを聞き、それを用意するのが先生、課題が生まれれば一緒に園児と考えていく、この過程では、子どもの主体性と先生の意図のバランスが難しく、先生が一方的に押し付けないということは最大の課題」とおっしゃっていました。その為に絶えず先生は振り返りを行う事が大切であり、スクールESDの答えのない答えに挑戦するという課題を草津市は持っていますけれども、これは先生と生徒を大きく成長させるものであると感じました。

草津市の課題といたしまして、子どもの自尊心の低さがありますが、ESDをとおしてまず先生が自尊心を高めて、先

生側の意図を押し付けるのではなく、余白のある中で子どもの主体性を見守っていければ自ずと子どもたちの自尊心が育まれていくのではないかと感じました。以上です。

藤田教育長

それでは「教育長報告」につきましては、以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に、日程第4「付議事項」に移ります。

「議第18号臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「議題18号臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

議案書は3ページから14ページでございます。

5ページをお願いいたします。

去る4月1日付で教育委員会の所管に属する職員の人事異動を行うにあたり、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきますので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書7ページから11ページが、今回の人事異動によって、所属部署や役職等の変更があった行政職員でございます。内訳は、部長級職員が1名、副部長級職員が1名、課長級職員が10名、課長補佐級職員が14名、以下記載のとおりとなっております。

12ページにまいりまして、新規採用職員が11名でございます。次の13ページが再任用1名でございます。

14ページは滋賀県教育委員会の人事異動でございます。県教育委員から草津市教育委員会への異動者が7名、県教育委員会への復帰が9名となっております。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

それでは本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第18号は承認されたものと認めます。

では次に、「議第19号臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「議第19号臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

議案書は15ページから19ページでございます。

17ページをお願いいたします。

このたび、「草津市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

18ページを御覧ください。

「草津市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、まず、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の開催を令和7年に控えまして、職員体制を強化し、組織体制を見直すことで業務分担を明確にし、より効果的な企画運営にあたるため、第2条において、国スポ・障スポ推進室の「事業推進係」を廃止し、新たに「総務係」と「競技係」を設置しました。また、第3条において、事務分掌の変更や追加を行っておりまして、生涯学習課では、草津市読書のまち推進計画の策定および読書のまち推進に関しまして、調査審議を行うため「読書のまち推進計画審議会に関

すること」を追加しております。

スポーツ推進課におきましては、今後、整備に取り組んでいくため、「(仮称)新志津運動公園の整備に関すること」を追加いたしますとともに、ワールドマスターズゲームズが2027年に延期になったことから、所管をスポーツ推進課に移管するため、「ワールドマスターズゲームズ2027関西に関すること」を追加しております。

また、この移管に伴いまして、国スポ・障スポ推進室から「ワールドマスターズゲームズ2021関西に関すること」を削除するとともに、先ほどの組織変更に合わせて、「総務企画に関すること」および「競技運営に関すること」を追加しております。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。

藤田教育長

では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、本議案につきまして御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、議第19号は承認されたものと認めます。

次に「議第20号臨時代理の承認を求めることについて」審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第20号臨時代理の承認を求めることについて」生涯学習課の古川が御説明を申し上げます。

議案書の方は21ページから23ページでございます。

社会教育主事につきましては、社会教育法第9条の2第1項により教育委員会の事務局に社会教育主事をおくとされております。令和6年4月1日付けで1名の職員を社会教育主事に任命するに際しまして、教育委員会の会議を招集する時

間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきました。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。御承認につきまして宜しく願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

では本議案につきまして御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、議第20号は承認されたものと認めます。

次に「議第21号臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

「議第21号臨時代理の承認を求めることについて」生涯学習課の古川が申し上げます。

議案書は25ページから29ページでございます。

草津市地域学校協働活動推進員の委嘱についてでございます。本市では平成10年度から地域協働学校推進事業を実施しておりまして、平成31年4月から地域住民と学校の連携協力体制の整備や地域住民と学校の情報共有、助言等を行う地域学校協働活動推進員として地域コーディネーターを委嘱しております。地域学校協働活動推進員につきましては、社会教育法第9条の7により、教育委員会により委嘱することができるかと定められております。

また、草津市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定によりまして、地域コーディネーターにつきましては当該学区の学校長の推薦により教育委員会が委嘱すると定められております。前回の3月定例委員会において、14小学校と5中学校の地域コーディネーターの委嘱について御承認をい

ただいたところですが、高穂中学校のみ調整中となっております。このたび、高穂中学校長から推薦をいただきましたことから、令和6年4月1日付で委嘱するに際しまして教育委員会の会議を招集する時間的な暇がございましたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきました。

以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

御承認につきましてよろしくお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、議第21号は承認されたものと認めます。

次に、「議第22号草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ推進課長

「議第22号草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」スポーツ推進課の堀井より御説明申し上げます。

議案書は31ページから33ページでございます。

草津市スポーツ推進審議会につきましては、現在臨時委員を含めて13名の委員に委嘱しておりますが、今回32ページに記載しております3名の委員につきましては年度替わりの役職変更に伴う委員交代の申し出がありましたことから、委嘱替えをするものであり、任期は5月1日から前任者の残任期間である令和6年8月31日迄とするものであります。今回この3名について新たに委嘱することにつき、お諮りす

るものであります。

以上、簡単ではございますが当該議案の御説明とさせていただきます。

宜しく御審議いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

本議案について御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので議第22号は原案通り可決されたものと認めます。

次に「議第23号草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

「議第23号草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」学校教育課の西田が御説明申し上げます。

議案書は35ページから37ページでございます。

草津市小・中学校結核対策委員会につきましては、37ページでございますとおり、草津市附属機関設置条例において、小・中学校の結核管理方針について調査審議する附属機関として定数を4名以内と定め、委員資格者を保健医療関係者、学校教育関係者、関係行政機関の職員とし任期を委嘱の日からその年度の末日と定めているところでございます。

このたび、36ページの4名を令和6年5月1日から令和7年3月31日まで委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定によりお諮りするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが当該議案の説明とさせていただきます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議題23号は原案通り可決されたものと認めます。

次に「議第24号草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

児童生徒支援課長

「議第24号草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命について」児童生徒支援課の好土崎が御説明いたします。

議案書は39ページから41ページをご覧ください。

草津市教育支援委員会では、就学に係る当該児童生徒の障害の種類や程度について調査や審議を行い、今後の教育的支援のあり方や望ましい就学先を明らかにして草津市教育委員会に審議結果を答申します。

したがって、草津市教育支援委員会におきましては、障害の程度や種類に関して、教育学、医学、心理学等の観点から総合的で的確な判断ができる専門的知識を有する委員会を構成する必要があります。41ページ、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により委員を委嘱および任命するものであります。委員は40ページの名簿のとおりです。任期は令和6年5月1日から令和7年3月31日までとなります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

小辻委員

今年度から学識経験者を1名増やされていると思います

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | が、何かあるのですか。 |
| 児童生徒支援課長 | 子どもたちの就学先についての方針に関わることでありますので、様々な角度から御審議いただけますように委員については拡充を図っております。 |
| 小辻委員 | 30名は変わってないと思うのですが、何か変わったのかもしくは今後増やしていく予定ですか。 |
| 児童生徒支援課長 | 総合的なバランスを考えておりますが、どうしても具体的に子どもたちに直接関わっていただいている方が中心となっておりますので、それ以外の角度、学校外のところからの御意見も拡充できればというふうに考えております。 |
| 小辻委員 | わかりました。ありがとうございます。 |
| 森委員 | 通級指導教室の教室は現在この中学校2つと、小学校3つの5つということですか。 |
| 児童生徒支援課長 | 今後3つ増やしていけるように考えているのですが、令和6年度については1つを増やせないかと今調査を進めております。 |
| 森委員 | 松原、新堂の辺りに1つ欲しいなと思っています。 |
| 児童生徒支援課長 | 教室の空いてる学校も含めて考えないといけませんので、そのことも含めて今調整しています。 |
| 教育部理事 | 教育支援委員会の委員になっていただいている通級指導教室の指導員の方がこのメンバーとなります。中学校は新堂中学校、草津中学校、老上中学校の3つに通級指導教室があります。 |
| 藤田教育長 | 本議案について御異議はございませんか。 |
| 各委員 | — 異議なし — |

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第 24 号は原案通り可決されたものと認めます。

次に「議第 25 号草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」審議いたします。
事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

学校政策推進課の尾関でございます。

「議第 25 号草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めるところについて」御説明させていただきます。

議案書 43 ページから 48 ページを御覧ください。

学校運営協議会は学校運営及び障害児運営での必要な支援に関して協議する機関として設置するもので、学校、保護者および地域の住民の組織かつ継続的な連携と共同体制を確立し学校運営の充実を図ることを目的としています

委員の委嘱および任命については、草津市学校運営規則第 6 条で協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。また、同条第 2 項で教育委員会は前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ対象学校の校長から意見を聴くものと定めています。このたび、各校長から小学校 5 校、中学校 2 校から委員の提出があったことから、名簿のとおり、75 名の委嘱および任命することについてお諮りするものです。

任期は令和 6 年 4 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日迄となります。なお、今回提出のなかった小・中学校 13 校につきましては、5 月の定例教育委員会でお諮りいたします。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。

何卒、御承認賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願い申し上げます。

小辻委員

44 ページの矢倉小学校ですが、保護者のところに他の地

域は現PTA会長が入られているように思いますが、こちらについてPTA会長とか現PTAというのが分かるような方がおられない、PTAの本部の関係の方がおられないようなのですが、何か事情でもあるのですか。それとも別の名前で入っておられるのですか。

教育部理事

確認はさせていただきますが、保護者と書いてある部分については、在校児童の保護者という捉えでいいのかと思っています。その点でいくと、必ずしもPTA会長が学校運営協議会の委員になるとは明記はされてはいませんので、令和5年度に役員をされていても今年度も引き続き在校児童がいれば、その方は保護者となります。それからサポーターを立ち上げられましたので、在校児童の保護者の方の代表兼サポーターの事務局をされている方が入られているということですので、在籍児童の保護者の方がいないと考えております。はっきりしたことは確認させていただきます。

小辻委員

逆説的な話をする则在校生の保護者であれば誰でも問題ないということであるならば、ある意味ではPTA会長の役割がここに入っていたくことによって増えるので、それが誰でもいいのであれば周知していただければ、他の小学校でも選ばれる時にいろいろと配慮されるかと思えます。校長先生の判断もあると思えますけれども、この資料を見る限りでは矢倉小学校は他校と違うように感じてしまうので、確認いただきたいと思いました。

藤田教育長

それぞれの学校推薦の意図を確認してください。それぞれ地域性がある、昨年度の継続性等の中で各校が判断されていると思います。議案として上げていただく以上、内容説明をしていただく必要がありますので、次回もありますので、しっかりと意図を確認をしてください。

伊藤委員

学校運営協議会に私もPTA会長の時に出ささせていただいたのですが、PTAの会長は出てくださと言われて出ていました。こちらを見させていただいてますと、各学校によって人数がバラバラですが、定員はあるのでしょうか。

また、報酬をいただいていたのでそうなる学校によって支出が変わってくるかと思うのですがその点について御説明ください。

学校政策推進課長

予算につきましては、各学校8名で年間4回の予算があります。その中で各学校諸事情もありまして7名の場合もございますし、最大8名ということもあります。7名でしたら7名分の報酬額を執行しております。

藤田教育長

それでは、本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

意義ないようでございますので、議第25号は原案通り可決されたものと認めます。

次に「議第26号草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

図書館長

「議第26号草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」図書館の二井より御説明申し上げます。

議案書は49ページから51ページを御覧ください。

図書館協議会につきましては、図書館法第14条第2項に、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関として置くことができる機関とあり、草津市図書館設置条例第3条第2項の規定に基づきまして、現在10名の委員を2年任期として、令和7年8月31日まで委嘱しております。

今年度4月の年度替わりにおきまして、一部委員の交代の申し出がありましたことから、残任期間までの間、新しい委員の委嘱について委員会の議決をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、議第26号は、原案どおり可決されたものと認めます。

————— 日程第5 —————

藤田教育長

次に日程第5「報告事項」に移ります。

たくさんありますので、報告事項2つずつで一旦切らせていただきます。御質問があればそこで行っていただき、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育総務課長

報告事項1「令和6年度定期監査の実施計画について」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

資料は55ページから58ページになります。

まず55ページをお願いします。

「1. 監査の基本方針」でございます。

国や地方公共団体を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況が続いている中で、本市では「第6次 草津市総合計画」に掲げる「健幸創造都市 草津」の実現に向けまして、収支の均衡を図りながら着実に事業を推進することが求められております。こうした現下の情勢を十分認識しながら、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最小の経費で最大の効果をあげているか」、「組織および運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」という視点から監査を実施されるものでございます。

56ページにまいりまして、「2. 各種監査等の実施方針」でございますが、こちらで教育委員会に関わる部分は、(1)の定期監査でございます。定期監査につきましては、基本的

には前年度の事務および事業を対象として実施されるもの
でございます。

令和6年度の具体的な監査の計画につきましては、58ペ
ージの「令和6年度 監査等実施計画表」に記載をしており
ますとおり、教育委員会につきましては、4月と5月に小・
中学校とこども園、11月に歴史文化財課、学校政策推進
課、草津宿街道交流館が実施対象となっております。

報告事項1、「定期監査の実施計画について」は以上でござ
います。

続きまして、報告事項2「定期監査の結果について」御説
明を申し上げます。

資料は59ページからでございます。

去る3月29日付け草津市監査委員から、令和5年度に実
施をしました定期監査等結果報告が公表されました。

教育委員会所属で監査の対象となりましたのは、59ペー
ジに記載をしております3所属でございます。監査の結果は
次の60ページに記載のとおりでございますが、児童生徒支
援課において、記載のとおり意見がございました。

こちらの意見については、今後検討してまいりますことを
御報告申し上げます。

報告事項2「定期監査の結果について」は、以上でござい
ます。

藤田教育長

今の2件の報告事項について、御質問、御意見ございまし
たらお願いします。

特にないようですので、続いて(3)と(4)の報告をし
てください。

学校給食センター所長

学校給食センターの大野です。

報告事項3「草津市学校給食費徴収規則の一部改正につい
て」御説明を申し上げます。

報告書は65ページでございます。

草津市学校給食費徴収規則は、児童生徒の学校給食に要す
る経費のうち、保護者が納付すべき費用の額や納付方法を

定めた規則でございます。昨今の食材の物価高騰につきまして、児童生徒に必要な栄養素やエネルギー量を確保された給食を維持していくために給食費の月額を小学校では4,000円から4,500円に、中学校では4,750円から5,300円に改正するとともに、中学生の保護者負担を無償、小学生の保護者負担は昨年度から4,000円に据え置く措置を講ずることといたしました。その規則の一部を改正するものでございます。

66ページの改正後を御覧ください。

改正の内容は第2条第1項中の学校給食費の額および徴収月で、小学生4,000円から4,500円に、中学生4,750円から5,300円に改め、特例措置を設けましてその中で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は小学生にかかる1か月当たりの学校給食の額は4,000円とし、他の条項におきましても、この4,000円を読み替えるものとし、中学生にかかる給食費に関しましては無償となることから、特例処置の中で0円と定めております。

以上、誠に簡単ですが報告事項3「草津市学校給食費徴収規則の一部改正について」の説明とさせていただきます。

第二学校給食センター
所長

続きまして、第二学校給食センターの馬場が御説明申し上げます。

報告事項4「草津市学校給食支援給付金給付要綱制定について」御説明を申し上げます。

報告書は67ページから74ページでございます。

令和6年度から中学校給食の無償化に伴い、食物アレルギーや不登校等により、学校給食を長期間停止し弁当や家庭での喫食を行っている生徒の保護者においては、生徒の食育推進を確保することを目的といたしまして、給食支援給付金の給付を行います。

今回、その取り扱いについての要綱を新たに制定したものでございます。68ページを御覧ください。

要綱の内容でございますが、第1条において本要綱の目的を定めております。

第2条において用語について定義しております。

第3条においては、給付対象者として生徒の保護者等であ

り、食物アレルギー、宗教、不登校、長期療養等の理由で草津市学校給食停止申出書様式第1号の提出により給食を停止し、かつ停止期間中に年間30日以上給食を喫食しなかったものとしております。

第4条においての給付額ですが、中学1年生、2年生については一月あたりの学校給食費の額、今年度ですと5,300円となりますが、それに11を乗じ、給食の停止期間中の給食を喫食しなかった回数に乗じ、年間給食実食回数、今年度ですと177回で割った額を、また中学3年生の場合につきましては一月あたりの学校給食費に11を乗じ、中学3年生に対し教育課程修了の日以降において給食を提供しない回数に1食単価を乗じた額を減じ、給食の停止期間中の給食を喫食しなかった回数に乗じ、年間給食実施回数から中学3年生に対し教育課程修了の日以降において給食を提供しない回数を減じた回数で除した額を支給するものとしております。

第5条につきましては、給付の申請でありまして給付を受けようとする者は草津市学校給食支援給付金給付申請書様式第2号の提出を定めたものであります。

第6条につきましては、給付の可否の決定について定めたもので申請があれば内容を審査し、給付の可否を決定し、給付決定様式第3号または給付決定様式第4号を申請者に送付するものであります。

第7条は、給付方法ですが、口座振替の方法で給付するものでございます。

第8条につきましては、給付金の支給を受けた後に給付対象者に該当しない場合や、不正な手段で給付金の支給を受けた場合については、返還を求めるものでございます。

第9条は、要綱に定めるもののほかにつきましては、市長が別に定めることとするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、報告事項4、「草津市学校給食支援給付金給付要綱の制定について」の御説明とさせていただきます。

藤田教育長

ただ今の学校給食に関する報告2件についての、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特にないようですので続きまして、報告事項の（５）、（６）の報告をお願いします。

スポーツ推進課長

報告事項５「草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱の制定について」スポーツ推進課の堀井より御説明申し上げます。

報告書は７５ページから８３ページでございます。

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱につきましては、これまでは交付基準で運用し、国際大会や全国大会等に出場される方・団体について激励金を交付しておりました。今回要綱を制定し、その内容の改正点につきましては二つございまして、一つはこれまで日本スポーツ協会に加盟している団体が開催する大会に出場する競技に限られておりましたけども、日本スポーツ協会に加盟していない競技でも、激励金を交付することで選手の競技への取り組む意欲の向上に繋がるものと認められる場合には交付できるようにいたしました。そのことが７６ページの第２条第６項に規定しております。前５号に掲げる各種大会以外で教育長が特に認める大会としております。

二つ目は高体連、高野連の全国大会出場者には激励金を交付しておりましたが、中体連につきましては一律交付しておりませんでした。これは市内の公立中学校の部活動が全国大会に出場する場合には、草津市中学校体育部活動選手派遣補助金という学校教育課から交付金が交付されているためでありました。しかし、私立の中学校とか昨年度から中体連に参加できるようになったクラブチームは対象外でしたが、交付できるように今回見直しを行ったものであります。７６ページの第２条第４項に中体連を追記し交付するものであります。なお、公立中学校は学校教育課からの補助金がありますのでこれまでどおり交付いたしません。

そのため、第３条２行目の但し書きに市の他の激励金等の対象となる場合は交付対象としないと記載しております。

７７ページの下から７８ページにかけて激励金の額を書いております。この額についての見直し、変更はございません。

以上、報告事項５「草津市スポーツ選手各種大会出場激励

金交付要綱の制定について」の報告とさせていただきます。

生涯学習課長

第6号「草津市文化芸術大会出場等激励交付金要綱の制定について」生涯学習課の古川が御説明させていただきます。

報告書は85ページから93ページでございます。

文化芸術の振興を図ることを目的としまして文化芸術大会出場者に対し、激励金を交付するにあたりまして従来は草津市文化団体全国出場激励金交付基準に基づき交付を行ってまいりました。しかし、激励金は交付対象者から申請書の提出を求めますことから、草津市公告式条例に則り告示を行う要綱を設定するのが適切であり、このたび従来を廃止し、新たに要綱として制定をいたしました。

内容についてですが、86ページから87ページを御覧ください。

従来基準では記載がないのですが、団体のみを交付の対象としており、交付金額も大会の開催地によって定めておりましたことから、今回、対象や金額を全面的に見直して団体だけではなく個人への交付を可能としたほか、交付の区分を大会の開催地ではなく、大会の種別ごとに交付するように改正し、スポーツの激励金とも整合を図りました。このことについて第2条、第3条にて対象となる大会や対象者を記載しました。87ページの下にあります別表で、第4条の金額と合わせてその部分を分かりやすく記載しております。また、申請者にとって分かりやすいよう、第5条に詳細な申請方法を明示し、89ページ以降に様式を掲載いたしました。

なお、本要綱の施行日は、令和6年4月1日でございます。市民の方への周知として、市のホームページに掲載をしたほか、広報くさつ4月1日号にも掲載をいたしました。

以上、簡単ではございますが御報告を終わらせていただきます。

藤田教育長

ただいまのスポーツと文化の激励金交付要綱についての、御質問、御意見がございましたらお願いします。

我孫子委員

スポーツ選手の激励金ですが、デフリンピック、パラリンピックに出場された方も対象になるのですか。

スポーツ推進課長

77ページの下の方に、激励金の額ともにオリンピック大会も記載させていただいております、パラリンピックも含んでおります。

我孫子委員

デフリンピックだけが、オリンピック委員会に絡んでいないのではないのかな、私も曖昧なので確認してもらえたらと思います。

スポーツ推進課長

確認いたします。もし対象外になった場合でも、「教育長が定める」ところで、協議したいと思います。

藤田教育長

続きまして、報告事項の(7)、(8)の説明をお願いします。

学校政策推進課長

学校政策推進課の尾関でございます。

報告事項7・8「草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱についておよび草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」御説明させていただきます。

報告書の95ページ98ページを御覧ください。

漢字検定、英語検定については、児童の漢字力および生徒の英語力として、学習意欲の向上を図ることを目的に実施しております。草津市漢字検定料および英語検定料補助金交付要綱については、受験にかかる保護者負担を軽減のため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助等金交付規則に定めるもののほか、要綱の定めるところにより実施しております。検定の内容、実施対象補助金額等については児童の増減、検定料の値上げ、総受験料の増額により年々見直しが必要となるものから、本要綱の有効期限について年度ごとの更新を行っております。令和6年度の検定料および受験者数を見直したところ、令和5年度と比べ大きく変動するものではないようでございますことから、内容の変更はないことを報告いたします。

以上、誠に簡単ではございますが報告とさせていただきます。

小辻委員

確認をさせていただきたいのですが、英語検定の場合、類するものとしてTOEFLとかTOEICとかそのようなものに関して補助金がないのかということと、あと児童生徒の学びであるとかその後の高校受験を含めての加点としてであれば数検も対象であるわけですが、確かに漢字検定、英語検定はあるのですが数検はないのでそのあたりはどうか確認させていただきたい。

学校政策推進課長

まず英語検定の内容ですけれども、中学3年生はGTECを対象としております。1、2年生については、標準学力調査の英語検定を対象といたしまして、学校で全員対象に受験いたしまして、それに対して保護者負担の補助を行っております。

漢字検定につきましては、小学校4年生から6年生を対象に実施をしております、それに対して保護者負担が補助対象になっております。要綱については、英語検定4技能と漢字検定のみが対象でございます、今おっしゃられている数学検定につきましては対象としておりません。他の検定もいろいろなものがございますが、基礎学力の定着ということ、それから英語教育のコミュニケーション等も含めて、子どもに力を付けていくことで、現在のところは、漢字検定と英語検定のみ対象としております。

小辻委員

漢検は使うことが減ってきている部分もありますし、大阪桐蔭は数検だけが受験に使えます。別にこれを変えてくださいという訳じゃないですけども、やはりそれぞれの学力の向上を考えた時に、様々な検定であるとか、これに対してはある程度一律であるとか、場合によっては今後のキャリアを考える時に優位になる可能性があるものとかも含めて御検討いただけるとレベルアップにつながると思います。

藤田教育長

続いて、(9)、(10)、(11)の報告を一括でお願いいたします。

教育総務課長

報告事項9「草津市立学校における防犯カメラの設置およ

び運用に関する要綱の一部改正について」教育総務課の山田が御説明申し上げます。

99ページを御覧ください。

草津中学校におきまして、防犯カメラ2台、監視モニター1台を設置されたため、数量の改正を行うものでございます。

簡単でございますが、報告事項9については、以上です。

続きまして、報告事項10「草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱について」御説明申し上げます。

報告書の102ページを御覧ください。

令和2年3月に策定いたしました第3期の草津市教育振興基本計画につきましては、今年度が計画の最終年であり、本年度中に第4期の教育振興基本計画を策定いたします。

策定にあたりましては、今後、学識経験者などで構成される策定委員会を設置し諮問を行う予定をしておりますが、内部での作業や検討を行う組織である策定会議を設置するため、要綱を制定いたしましたので御報告させていただきます。

第2条に、策定会議の所掌事項について、第3条では会議の組織について定めており、教育部副部長をはじめ、市長部局の関係課長および教育委員会事務局の各所属長で組織をするものでございます。

第4条以下は、記載の通りでございますが、今後、この策定会議で、関係部局における計画策定にかかる作業を進めてまいりたいと考えております。

報告事項10につきましては、以上でございます。

続きまして、報告事項11「寄付の受け入れ報告について」御説明申し上げます。

報告書は103ページを御覧ください。

詳細につきましては一覧表記載のとおりでございますが、寄付品目に記載のバスケットボールを、株式会社アヤシロ様、株式会社暁電機製作所様から、寄付をいただきました。

寄付受け入れ報告については、以上でございます。

藤田教育長

ただいまの、報告事項についての御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

それでは「報告事項」につきましては以上で終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、他に何か事務局ございますか。

それでは、これをもちまして4月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午前11時50分

